

26 建安府並びに懐遠府拝観に関する件通牒

〔昭和八年三月〕

官秘二五号	裁決	文書課長	送発	起案者
	3月7日			
	(安積)			(堀田)

(注記1)

昭和八年三月六日起案

庶務掛長 (佐藤)

次官 (栗屋) 秘書課長 (菊澤)

(鬼木) (甲木)

(注記2)

通牒案

年月日

秘書課長

(下 札)

(注記3)

各局部長、各官房課長
 督学官室
 直轄各部長
 公立大学長
 公立専門学校長
 公立高等学校長
 各地方長官

宛

通牒

今般懐遠府（北清事変記念ノ思召ニテ建設セラレタルモノ）拝観ノ件ニ付別紙ノ通り通牒有之タルニ付御了知相成度

◎備考

別紙昭和八年三月三日付宮発第九五号宮内大臣ヨリ文部
大臣宛通牒謄写ノ上添付ノコト

(注記4) 宮内大臣官房
秘書課 宮発第九五号

昭和八年三月三日

宮内大臣 湯淺倉平 印

文部大臣 鳩山一郎殿

通牒

割印

自今建安府拝観願出ノ際同時ニ懷遠府ノ拝観ヲ願出アルトキハ
併セテ拝観差許サルヘキニ付關係ノ向ヘ御通知相成度候

(注記1)

「例規」

(注記2)

「箇」

(注記3)

「三」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「文部省ノ昭和8・3・6ノ官秘25号」

(下札)

「中山」

①種別 い一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄各部等へ通牒
建安府並懷遠府拝観ニ関スル件ノ番号 / 結了年月日 昭八 三

八ノ保存年限 ムキノ枚数 2

〔自大正12年11月至昭和21年5月〕
〔帝室ニ関スル総規 第2冊〕 文部
〔省② 3A, 30-5, 1045〕